

## 吉野川市自動販売機設置事業者募集に係る仕様書

### 1. 公募物件

別紙「募集物件一覧」のとおり

### 2. 貸付期間

各物件の貸付期間については以下のとおりとする。

(1) 物件番号1～9、13～25

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで(更新はできない)

(2) 物件番号10～12

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで(更新はできない)

### 3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ、デザイン及び電力

① それぞれの自動販売機の大きさは、別紙「募集物件一覧」による各自動販売機の「貸付面積」以内とする。

② 飲料自動販売機のデザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること

○屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること

○硬貨投入口が受け皿型(一括投入方式)となっていること

○硬貨返却レバーは小さな力で容易に操作できるものであること

○硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること

○紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること

○通常の商品選択ボタンに加え低い位置(車椅子対応)にもボタンがあること

○商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

③ 電力は1,500ワット以下、電流は15アンペア以下に限る。

(2) 災害対応

① 大規模災害発生時において、吉野川市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置事業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること

② 停電時においても使用可能であること

③ 災害対応型であることを表記していること

(3) 環境対策

ノンフロンとする。

(4) 安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業界作成)を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
  - ・プラスチック製品又は金属製とする。
  - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済み容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 設置事業者は毎年度ごとに売上本数を当該年度終了後すみやかに市に報告すること。

#### 4. 販売商品の種類等

- ① 酒類を除く飲料とする。ただし、飲料水自動販売機での一部食料品等の販売は市が認めた場合は可能とする。
- ② 標準販売価格以下の販売とする。
- ③ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

#### 5. 貸付料

- (1) 土地の貸付料については、「貸付料提案書」に記載された「貸付料提案額」を賃貸借契約額とする。建物の貸付料については、「貸付料提案書」に記載された「貸付料提案額」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額とする。(1円に満たない額は切り捨てるものとする。)ただし、別紙「募集物件一覧」記載の各自動販売機の年間最低貸付料を下回る場合は失格とする。
- (2) 「貸付料」は、吉野川市が発行する納入通知書により、年度毎に吉野川市の指定する期日までに全額納入すること。貸付期間が1年に満たない端数があるときは1年を365日とする日割りをもって計算する。

#### 6. 売上手数料

徴収しない。

#### 7. 費用負担

##### (1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、吉野川市の指示に従うものとする。

##### (2) 電気料

- ① 吉野川市の電力を利用する場合は、設置事業者自らが設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用料に基づき、吉野川市が計算した額を設置事業者が負担する。
- ② 吉野川市が発行する納入通知書により、吉野川市の指定期日までに全額納入すること。

(3) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。

なお、設置にあたっては吉野川市の指示に従うものとする。

#### 8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、現状に回復して吉野川市の確認を受けなければならない。

#### 9. 自動販売機設置に伴う事故

吉野川市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。

#### 10. 商品等の盗難及び破損

(1) 吉野川市の責に帰することが明らかな場合を除き、吉野川市はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

#### 11. 年間最低貸付料等

各自動販売機の年間最低貸付料、設置可能面積及び平均年間売上実績等については別紙「募集物件一覧」のとおりとする。

なお、増設となる施設については、同施設内に設置されている自動販売機の売上本数を参考にする事。